

環境省政策体系及び目標

注) 関連する事務事業は、基本的にはここに記載するとおりとするが、政策評価を効果的に行うため、実施する過程において必要に応じ改定を行えるものとする。

環境への負荷が少ない循環と共生を基調とする経済社会システムの実現

基本施策 - 3 水環境の保全

(施策番号) (評価対象施策)

-3-(1) (1)流域の視点から見た水環境の保全

(目標) 人の健康の保護及び生活環境の保全に関する環境基準等の目標を設定し、これらを達成、維持するとともに、健全な水循環を確保する。

(下位目標)

1. 人の健康に悪影響を及ぼすおそれのある化学物質等について、安全性評価を行うとともに、環境中検出状況を踏まえ、基準値等を設定する。
2. 水生生物保全の観点からの基準の設定等生活環境に係る環境基準を見直す。
3. 流域全体を視野においた、健全な水循環の確保の観点から、地下水位の回復・湧水の復活等の適正な地下水位の維持も含めた水環境保全のための取組を推進する。
4. 小中学生や市民団体等による水生生物の調査を行い、環境問題への関心を高める。

(事務事業)

- ア. 環境基準の設定・見直し
- イ. 環境保全上健全な水循環の確保に資する施策の推進

-3-(2) (2)水利用の各段階における負荷の低減

(目標) 各種の発生源から水利用の各段階を踏まえた水環境への負荷低減及び浄化対策を推進する。

(下位目標)

1. 特定事業場に対する排水規制の実施により、水環境への負荷の低減を図る。
2. 生活排水対策及び非特定汚染源対策の調査・検討の実施により、水環境への負荷の低減を図る。
3. 有害物質の地下浸透防止の徹底、地下水の汚染状況の把握、汚染された地下水の浄化対策の推進を図る。
4. 底質汚染対策を推進する。

(事務事業)

- ア. 負荷低減対策
- イ. 地下水汚染対策
- ウ. 底質汚染対策

-3-(3) (3)閉鎖性水域における水環境の保全

(目標) 発生負荷削減等により、閉鎖性水域の水質、底質、底生生物等の保全・改善を図る。

(下位目標)

1. 第5次総量規制の着実な実施により、東京湾、伊勢湾、瀬戸内海において、COD、窒素及び燐に係る汚濁負荷の削減を図る。
2. 総量規制、特定施設の設置許可制度及び埋立てについての配慮等により瀬戸内海の環境を保全する。
3. 有明海及び八代海の海域の環境の保全及び改善等を図る。
4. 指定湖沼流域における湖沼計画の着実な実施により、湖沼水質を改善する。

(事務事業)

- ア. 水質総量規制
- イ. 瀬戸内海の環境保全
- ウ. 有明海等対策
- エ. 湖沼環境保全対策

-3-(4) (4)水環境の監視等の体制の整備

(目標) 水質状況を効果的に把握する監視体制等を整備する。

(下位目標)

1. 水環境に関わるデータをウェブ上で公開するシステムを構築する。
2. 水環境中の微量有害物質の監視測定体制を整備する。
3. 小規模事業場からの排出負荷量の公定分析法を開発する。

(事務事業)

- ア. 水質総合情報システムの開発等
- イ. 監視測定体制の充実等